

監査報告

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）の平成 30 事業年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査担当者、業務統括部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、研究所事務所において業務及び財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

なお、研究実績については、外部有識者で構成される研究開発評価委員会においても高く評価されている。

2 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する研究所の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、研究所の事業の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

国家公務員の人件費削減の動向、国家公務員の給与水準との比較（ラスパイレス指数等）を踏まえ、給与水準は適切に管理されていると認める。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

外部有識者も含む契約監視委員会の審議結果も踏まえ、随意契約の適正化を含めた入札・契約は適正に実施されていると認める。

3 研究所の長の報酬水準の妥当性

研究所の長の給与水準は、国家公務員の指定職俸給表を踏まえており、研究所の長の報酬水準は妥当であると認める。

4 保有資産の見直し

保有資産は、不断に見直しを行っており、必要性のない資産は有していないと認める。

令和元年 6月26日

独立行政法人酒類総合研究所

監事（非常勤）

蟬川公司

監事（非常勤）

横山良和